

(目的)

第 1 条 この要綱は、要援護老人、ひとり暮らし老人等に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付し、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第 2 条 給付等の対象となる用具は、別表第 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

(用具の給付等の申請及び決定)

第 3 条 用具の給付等を受けようとする者は、老人日常生活用具給付等申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その必要性を検討し、その可否について決定しなければならない。

3 市長は、用具の給付等の可否について決定したときは、老人日常生活用具給付等決定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(用具の貸与)

第 4 条 貸与期間は、貸与決定の日からその日の属する会計年度の終了する日までに貸与取消しの決定を行わないときは、その日の翌日から起算して 1 年間は、引き続き効力を有するものとする。

2 貸与に要する費用は、日額を原則とし、1 被貸与者に係る菊池市が負担する額の総額は、貸与期間の連続又は断続を問わずこれを通算し、年度を単位として算定する。この場合の総額は、費用の総額から別表第 2 の利用者負担額を控除した額の範囲内とする。

(老人用電話貸与契約の締結)

第 5 条 市長は、老人用電話の貸与に関して、貸与決定を受けた者(以下「借受者」という。)と契約書(様式第 3 号)により契約を締結するものとする。

2 前条第 1 項の規定は、前項の貸与期間について準用する。

(老人用電話返還命令)

第 6 条 市長は、借受者が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当したときは、貸与した老人用電話の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び契約に違反したとき。

(2) この老人用電話を必要としなくなったと認められるとき。

(用具の価格)

第 7 条 用具の価格は、別に定める。

(費用の負担)

第 8 条 用具の給付の決定を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表第 2 の基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担しなければならない。

2 老人用電話の維持に要する費用の負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 老人用電話の設置及び撤去に要する経費は、菊池市の負担とする。

(2) 基本料及び電話使用料金は、全額利用者(借受人)の負担とする。

(3) 老人用電話の移設に要する経費は、利用者(借受人)の負担とする。ただし、生活保護法による被保護世帯については、菊池市の負担とする。

(給付等台帳の整備)

第 9 条 市は、用具の給付等の状況を明確にするため、老人日常生活用具給付等台帳(様式第 4 号)を整備するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の菊池市老人日常生活用具給付等事業実施要綱(平成 17 年菊池市告示第 16 号)、七城町老人日常生活用具給付事業実施要綱(平成 12 年七城町要綱第 7 号)、旭志村老人日常生活用具給付等事業費用徴収条例(平成 5 年旭志村条例第 6 号)又は老人日常生活用具給付等事業実施要項(平成 3 年泗水町訓令第 2 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 20 年告示第 12 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年告示第 158 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね 65 歳以上であつて、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であつて、老人が容易に使用し得るものであること。
	火災警報器	おおむね 65 歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。
貸与	老人用電話	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

別表第 2(第 4 条、第 8 条関係)

日常生活用具給付等事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	全額